



県内飲食店における緊急事態措置解除後の感染再 拡大防止のための営業時間短縮等の協力要請解除 を受けたことに伴う市長の関係団体訪問について

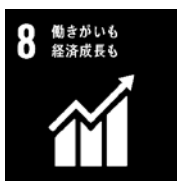
群馬県からの飲食店における営業時間短縮等の要請が、令和3年10月8日から解除されることを受け、これまでの協力に対する感謝をお伝えするとともに、今後の営業活動の激励を行うため、市長が関係団体を訪問いたします。

■期 日 令和3年10月7日（木）

■訪問先及び訪問予定時間

桐生麺類商組合 （藤屋第一支店）	大川組合長・・・午後1時50分 新宿3-5-8）
桐生飲食店組合 （おおとら食堂）	古内組合長・・・午後2時 東5-6-58）
桐生社交飲食業組合 （パブスナック翔）	大澤組合長・・・午後2時20分 仲町2-5-31）

※時間は前後する場合があります。



【問い合わせ】

産業経済部商工振興課商業金融担当
担当 金子・遠藤
TEL 0277-46-1111（内線563）